

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

山 県 市

1 促進計画の区域

別紙地図記載のとおり

2 促進計画の目標

1. 旧高富町地域

(1) 現況

本地域は、山県市の南部に位置し、岐阜市と隣接し中心部に主要河川の戸羽川が流れ河川沿いに平地部が形成され南部地域（高富・富岡地区）においては混住化が進んでいる。西部（梅原）北部地域（桜尾・大桑地域）は、法第3条第3項第2号に掲げる事業において岐阜県の特認地域に指定されており、従来からの農村地域で農地の保全確保に努めるとともに、地域農業集団組織を中心に稲作経営が行われている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて同項第2号、第3号に掲げる事業も行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 旧美山町地域

(1) 現況

本地域は、山県市の北部に位置し、山地丘陵地が多く長良川の支流武義川が流れその河川沿いの農地と山間部に点在した農地を活用し農業が営まれている。本地域は特定農山村地域や中山間地域に指定されるなど、平地地域に比べて生産条件が悪いことからこれを補正する取り組みを行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進し、併せて同項第1号に掲げる事業も行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 旧伊自良村地域

(1) 現況

本地域は、山県市の西南部に位置し、伊自良地区農地開発事業により整備された伊自良湖から放流される農業用水を活用し幹線沿いに形成された農村地域で、稲作・野菜等の経営が行われている。

上伊自良地域は振興山村地域・特定農山村地域に指定され、下伊自良地域は法第3条第3項第2号に掲げる事業において岐阜県の特認地域に指定されており、平地地域に比べて生産条件が悪いことから、これを補正する取り組みを行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、併せて同項第2号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	旧高富町区域	第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号及び第3号に掲げる事業
②	旧美山町区域	第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業
③	旧伊自良村区域	第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定なし

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

特になし